

非常用自家発電設備整備事業及び介護施設等の換気設備の設置事業の取扱いについて

非常用自家発電設備整備事業について

【対象外となる設備】

- 平時を含めた使用が想定される設備
- 太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備
- 可搬型（ポータブル）で、施設に設置する工事が伴わない場合
非常時以外は、可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備を倉庫で保管しているといった場合や、単に可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備を施設に置いただけのような場合は対象外となります。
※可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備を施設に設置して、分電設備の切り替え工事も伴うような場合であれば協議対象となり得ます。

介護施設等の換気設備の設置事業について

【対象外となる設備】

- 現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合
改正建築基準法（2003年7月1日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は対象外となります。
※本事業により補助が想定される場合（例）
 - ・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない
 - ・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合 等
- エアコン
換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものも対象外となります。

【補助対象面積の考え方】

- 補助対象は、「居室」に限ります。
- 補助上限（4,000円/㎡）の面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。